

～今年もやります！30%のプレミアム／総額7億8千万円分の地域商品券を発行～

令和4年度「プレミアム付商品券」取扱店を募集

～「商品券が使えるお店」に登録しませんか！登録は無料です!!～

「新型コロナウイルス」の収束に見通しが立たない状況が続いており、豊川市内のお店も大きな打撃を受けております。この状況を少しでも打開しようと、豊川商工会議所は豊川市の補助を受け、昨年に続き、本年度も30%のプレミアムが付いたプレミアム付商品券を発行します。

商品券は、1セット（1,000円券×13枚）を1万円で販売、販売数は6万セットで商品券の額面総額は7億8千万円となっております。今回の商品券では、地元店舗（豊川市内に本社がある法人、または事業主が豊川市民である個人店）を応援するため、13枚の商品券のうち、5枚は「地元店舗応援券」となっております。

つきましては、下記の通り取扱店（商品券が使えるお店）を募集しますので、ぜひ、お申込みください。

令和4年度「プレミアム付商品券」／取扱店 募集要項

(1)募集期間

令和4年7月1日(金)～ ※随時受け付け

(2)募集対象

豊川市内で営業している店舗、事業所（商工会議所の会員・非会員は問いません）

（キッチンカーも登録できます。ただし、所有者は豊川市民に限ります）

なお、大規模小売店立地法で規定される「店舗面積が1,000㎡を超える小売店舗」は「大型店」として取扱店に登録します。

ただし、以下の要件に該当する場合は、取扱店の「対象外」となります。

- 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者。また、射倖的娯楽サービス業を行う者
- 2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- 3) 入札参加停止の措置、もしくは入札参加除外の措置等を受けている者
- 4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など
- 5) 「商品券の利用制限」に記載の取引又は商品のみを取り扱う店舗等

(3)取扱店登録手数料

無料（換金の際の金融機関から貴店口座への振込手数料も無料）

(4)取扱店の登録申込み

①豊川商工会議所 HP（7月1日（金）受付開始、スマホからも可能）からお申し込み下さい。



←登録用 HP の QR コード

②最終頁の申込書に必要事項をご記入の上、FAX、郵送、又はご持参ください。

※ 1つの事業所で複数の店舗を登録する際は、お手数ですが、各店舗別に申込書をご提出願います。

(5)取扱店向け資料の送付

8月以降に本件の担当者様宛にレターパックで資料一式をお送りします。

受取後は直ちに開封し、内容をご確認くださいようお願いいたします。

なお、説明内容は「YouTube」の動画でご視聴いただけるよう、準備いたします。

（前述のレターパックに視聴方法を同封します）

お問い合わせ先＝豊川商工会議所／担当：丸山、佐原(美)、村上（〒442-8540 豊川市豊川町辺通4-4）

TEL：0533-86-4101／FAX：0533-84-1808 or 0533-86-8447

令和4年度「プレミアム付商品券」/取扱店の申し込みに際しての注意事項

(1) 商品券の額面金額と内訳、概要

◇額面金額 **1セット=1,000円券×13枚(13,000円分)**

◇内訳

- ・共通券(全ての取扱店で使用可能) = 3枚(3,000円分)
- ・一般店専用券(大型店※1以外で使用可能) = 5枚(5,000円分)
- ・地元店舗応援券(地元店舗※2でのみ使用可能) = 5枚(5,000円分)

(※1) 大型店は、「大規模小売店舗立地法」で規定される、店舗面積が1,000㎡超の小売店舗です。ただし、複数のテナントが入居する複合施設はテナント面積が1,000㎡を超えない場合は、一般店とします。

(※2) 地元店舗は、申込み店舗が申込み時点で、①法人の場合は登記上の本社所在地が豊川市内にあること、②個人事業の場合は事業主が豊川市民(住民票が豊川市)であること。フランチャイズ店舗の場合も同様です。なお、大型店であっても本社所在地が豊川市にあれば、地元店舗応援券が使用できます。

【登録する店舗ごとで使用できる商品券】○=使用できます ×=使用できません

	共通券 (3枚)	一般店専用券 (5枚)	地元店舗応援券 (5枚)
一般店(地元店舗)	○	○	○
一般店(地元店舗以外)	○	○	×
大型店(地元店舗)	○	×	○
大型店(地元店舗以外)	○	×	×

◇販売金額 1セット=10,000円(ただし、1人あたりの購入は2セットまで)

※ 購入希望者による抽選を行い、当選者に引換券を送ります。なお、商品券の応募期間や引き換え期間は調整中です。決まり次第、豊川商工会議所ホームページ等に掲載します。

◇使用可能期間 令和4年10月1日(土) ~ 令和5年2月28日(火)

(2) 取扱店の業務

- ・商品券と引き換えに商品の販売やサービスの提供をしていただきます。また、取扱店にはポスター等を掲示し、商品券取扱店であることを明示していただきます。
- ・ **できる限り、商品券の発行にあわせた自店への誘客を目指した工夫をお願いします。**
- ・ 商品券は1枚1,000円の券が13枚で1セットになっております。 **釣り銭は出さないでください。**
- ・ **商品券の有効期限は令和5年2月28日(火)まで**となります。有効期限後の商品券の受け取りは行わないでください。受け取った場合の換金はできません。
- ・ 大型店におかれましては「一般店専用券」は受け取らないでください。受け取った場合は、換金はできません。
- ・ 上記「地元店舗」に該当しない店舗におかれましては、「地元店舗応援券」は受け取らないでください。受け取った場合は、換金はできません。

(3) 商品券の換金

- ・ 商品券と現金との換金は、市内金融機関の窓口で行います。換金は、「口座振込」のみです。窓口で現金との引き換えは行いません。その他、換金方法の詳細は、お送りするレターパックに同封しますので、ご確認ください。
- ・ 換金手数料、並びに貴店が指定する口座への振り込み手数料は、差し引きません。
- ・ 指定する換金期間の終了後は、換金はできません。

(4) 商品券の利用制限（以下に該当する場合は、商品券と商品との引き換えは行わないでください）

- ① 出資や債務の支払い（税金・振込み手数料、電気・ガス・水道料金など）、たばこの購入
- ② 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券（ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③ たばこについては、国の指導によるものであり、たばこ事業法第 36 条第 1 項において、小売定価以外による販売が禁止されている為となっております。
- ④ 事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入
- ⑤ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い
- ⑥ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑦ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に係る支払い
- ⑧ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑨ その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの、各参加店舗が指定するもの

(5) 取扱店一覧表について

- ・ 商品券取扱店の一覧は、豊川商工会議所 HP に掲載すると共に、豊川商工会議所月報「メセナ」への掲載、また新聞折り込みチラシ等を発行します。

豊川商工会議所会員事業所の皆さまへ／PR用の「のぼり旗」を無償提供します！

（豊川商工会議所会員サービス事業）

豊川商工会議所の会員サービス事業の一環として、プレミアム付商品券取扱店であることをPRする「のぼり旗」無償提供します（豊川商工会議所会員のみ）。

登録した1店舗に1枚、お渡ししますので是非、店頭などに掲げてください（商品券に関する資料と一緒に、レターパックでお送りします。なお、竿は各自でご用意します）。

